富士フイルムホールディングス株式会社

株式分割に関するよくあるご質問

当社は、2024年2月8日開催の取締役会において、株式分割を実施することについて決議いたしました。株主の皆さまに、株式分割についてより深くご理解いただくため、「株式分割に関するよくあるご質問」をご用意いたしました。

Q1. 株式分割を実施する理由は何ですか?

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より投資しやすい環境を整え、投資家 層の拡大を図ることを目的としております。

Q2. 既に保有している株式数はどうなりますか?

2024年3月31日(日)現在の当社株主名簿に記載または記録された株主様保有の株式数に3を乗じた株式数が2024年4月1日(月)の株主名簿上の株式数となります。

Q3. 既に保有している株式の価値に影響を与えないのですか?

株式分割の前後で、会社の資産や資本に変わりはないので、株式市況の動向など他の要因を別とすれば、 株主様の株式の資産価値が変わるものではありません。株主様の株式数は3倍に増加しますが、当社の発 行済株式総数も3倍になるため、株主様の持分について価値の変動はございません。

Q4. 所有株式数が増加するので、受け取ることができる配当金も増加しますか?

株式分割後の保有株式数は3倍になりますが、分割に応じて1株あたりの配当金も調整される予定のため、配当金の総額に株式分割が影響を与えることはございません。

O5. 株式分割により、2024年3月期の配当金に影響はありますか?

今回の株式分割は、2024 年 4 月 1 日(月)を分割日(効力発生日)としているため、2024 年 3 月 31 日 (日)を基準日とする期末配当金は、株式分割前の一株当たり配当金および株式数で計算されます。

Q6. 株主は何か手続きをしなければならないですか?

株主様が当社やお取引の証券会社に対して、特段のお手続きをお取りいただく必要はございません。

Q7.「単元未満株式の買増」または「単元未満株式の買取」の制度はどのようなものですか?

また、本制度を利用するにはどのようにしたらよいですか?

①単元未満株式の買増制度(100 株への買増)

株主様が保有する単元未満株式と合わせて1単元(100 株)となるよう、当社に対し当社株式を売り渡すことを請求できる制度です。

②単元未満株式の買取制度

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当社に対し株主様が保有する単元未満株式を買い取ることを 請求できる制度です。

本制度に関する利用手続きにつきましては、証券会社の口座で株式を保有の株主様は、口座をお持ちの 証券会社へお問い合わせください。特別口座で株式をご保有の株主様は、特別口座の口座管理機関であ る三井住友信託銀行株式会社までお問い合わせください。

なお、単元未満株式を保有でない株主様は、当社や証券会社に対して、特段のお手続きをお取りいただく 必要はありません。

Q8. 議決権はどのようになりますか?

2024 年 6 月開催予定の定時株主総会については、2024 年 3 月 31 日(日)現在の当社株主名簿に記載または記録された 100 株以上保有の株主様が議決権を行使いただけます。また、株主様の議決権個数も株式分割前の個数となります。

Q9. 株主優待制度はどうなりますか?

本年は7月(基準日:3月末日)および12月(基準日:9月末日)の年2回実施する予定です。 それぞれの基準日時点で単元株(100株)以上お持ちの株主様へ当社グループへルスケア商品優待割引販売のご案内をお送りします。

◆株式分割に関するお問い合わせ先◆

株式分割に関しましてご不明な点は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

<株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関>

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

東京都杉並区和泉2丁目8番4号

電話:0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間:9:00~17:00(土・日・祝日および12/31~1/3を除く)

以上